（報告）

熊谷市人権教育推進協議会による人権意識調査の問題

埼玉県地域人権運動連合会　三 枝 茂 夫

1、熊谷市の人権意識調査

A　　熊谷市内　　生徒「人権に関する意識調査」（2014年9月実施）　　%

現在も部落差別があると思うか	ある	な い	わからない	無　答			
	39	11.3	48.3	1.4			
どんな場合に多く起きていると思うか	結婚	日常のつきあい	居住や生活環境	進学・就職	わからない	その他	無答
	44.6	38.8	37.4	25.9	10.8	2.2	0

B

設問14　あなたは、現在でも、同和問題（部落差別）があると思いますか。
1つ選んでください。

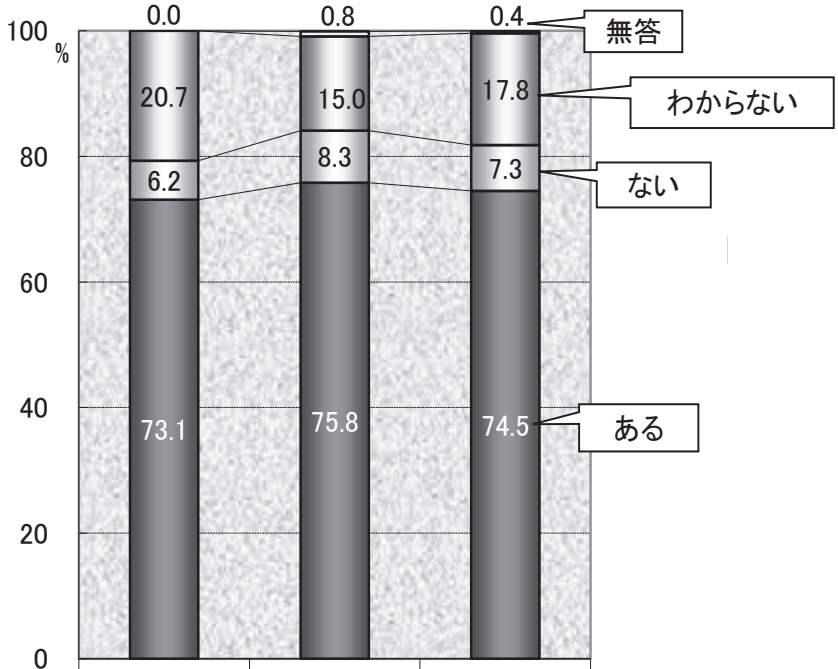

	男子	女子	全体
□無答	0.0	0.8	0.4
□わからない	20.7	15.0	17.8
□ない	6.2	8.3	7.3
■ある	73.1	75.8	74.5

C

設問16　あなたは、現在でも、同和問題（部落差別）があると思いますか。1つ選んでください。

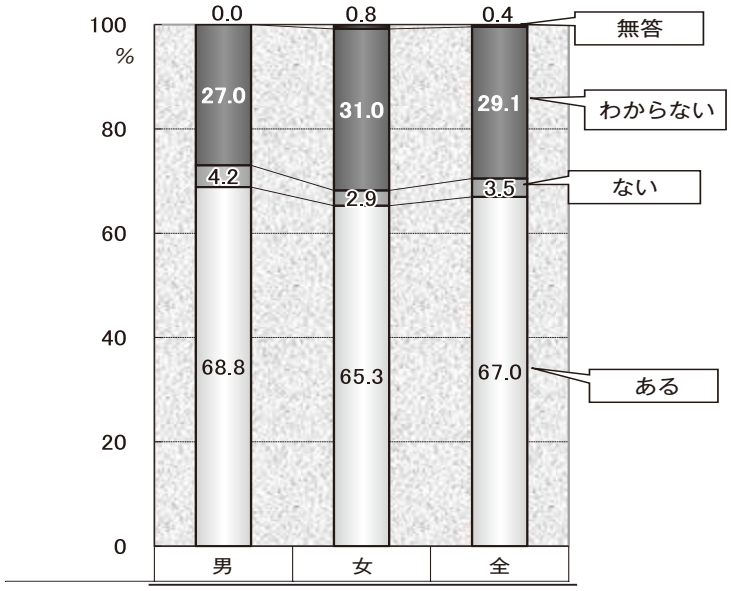

D

設問11　あなたは、同和問題（部落差別）について知っていますか。1つ選んでください。

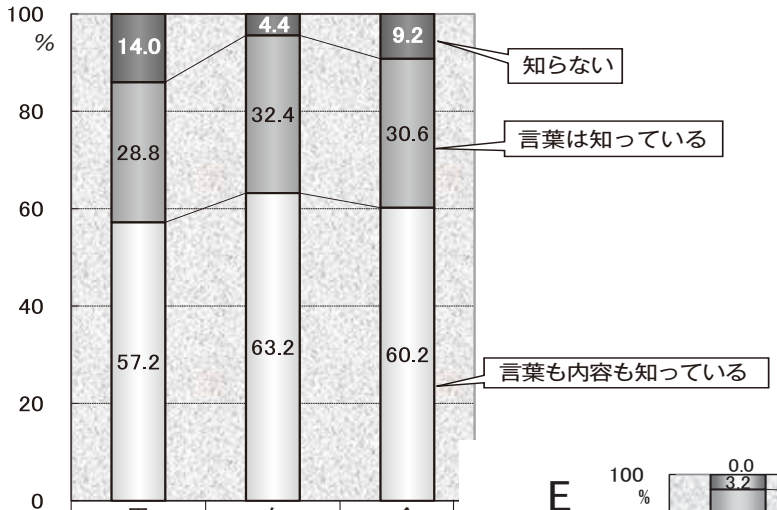

	男	女	全
無答	0.0	0.0	0.0
知らない	14.0	4.4	9.2
言葉は知っている	28.8	32.4	30.6
言葉も内容も知っている	57.2	63.2	60.2

E

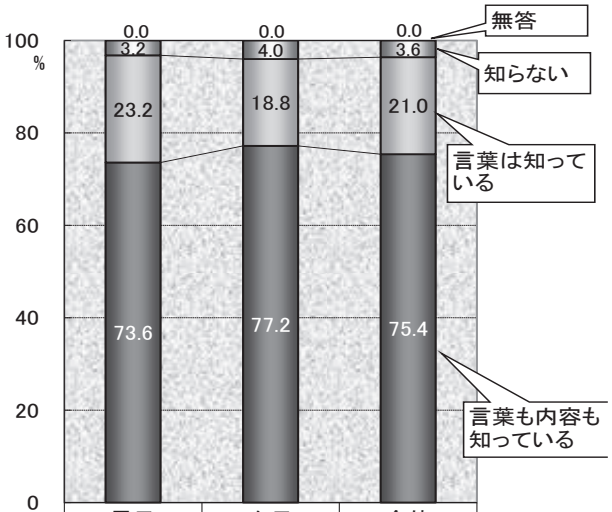

	男子	女子	全体
無答	0.0	0.0	0.0
知らない	3.2	4.0	3.6
言葉は知っている	23.2	18.8	21.0
言葉も内容も知っている	73.6	77.2	75.4

設問１１　あなたが、同和問題（部落差別）について初めて知ったのは、いつ頃ですか。１つ選んでください。

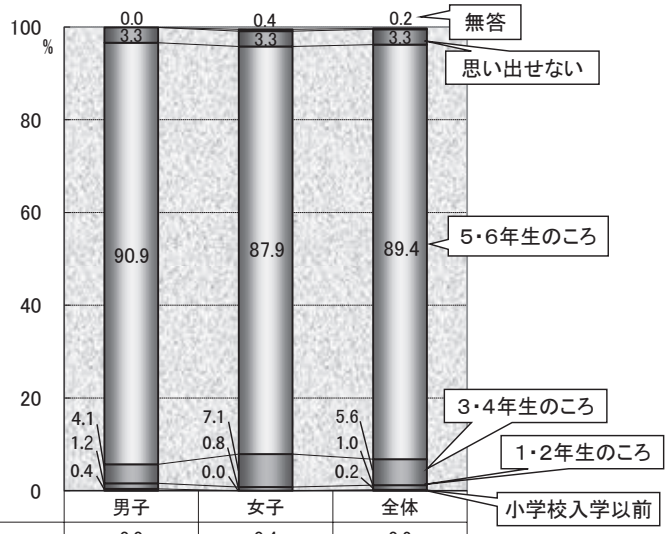

	男子	女子	全体
無答	0.0	0.4	0.2
思い出せない	3.3	3.3	3.3
5･6年生のころ	90.9	87.9	89.4
3･4年生のころ	4.1	7.1	5.6
1･2年生のころ	1.2	0.8	1.0
小学校入学以前	0.4	0.0	0.2

【考察】

○全体でみると「５・６年生のころ」が８９．４％で最も多い。これは、社会科の授業で同和問題（部落差別）について初めて扱うのが６年生であるからといえる。

○「小学校入学以前」から「３・４年生のころ」までの割合は、全体で６．８％である。この回答をした児童が、必ずしも同和問題（部落差別）について正しく理解しているか、明らかではない。同和問題（部落差別）について正しく理解するためにも学校教育の役割は非常に大きいと考えられる。

設問13　あなたは、なぜ同和問題（部落差別）が起こったと思いますか。1つ選んでください。

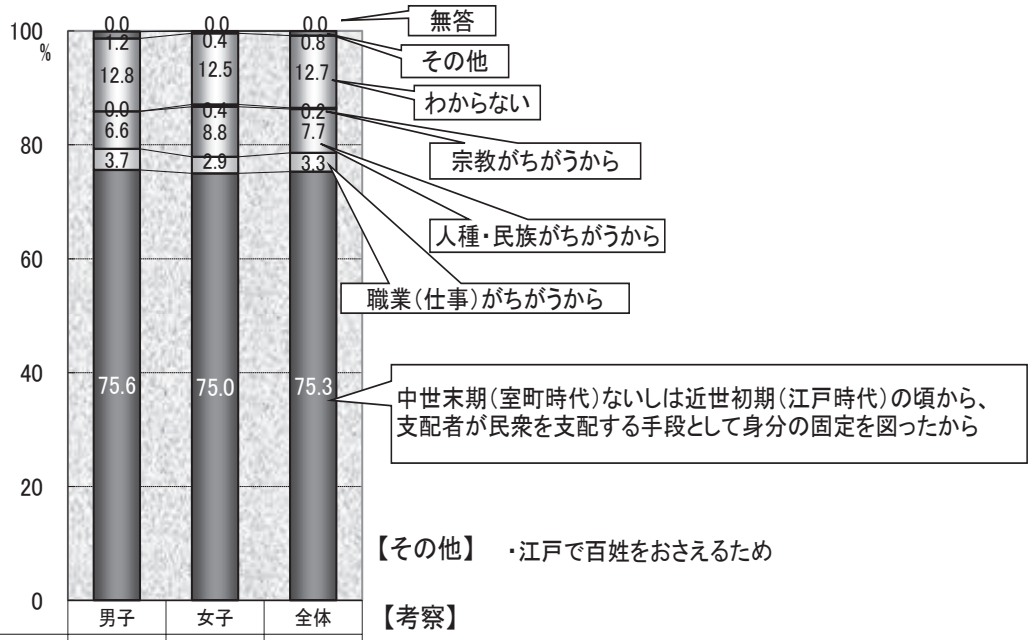

【その他】　・江戸で百姓をおさえるため

	男子	女子	全体
■無答	0.0	0.0	0.0
■その他	1.2	0.4	0.8
□わからない	12.8	12.5	12.7
□宗教がちがうから	0.0	0.4	0.2
□人種・民族がちがうから	6.6	8.8	7.7
□職業（仕事）がちがうから	3.7	2.9	3.3
■中世末期（室町時代）ないしは近世初期（江戸時代）の頃から、支配者が民衆を支配する手段として身分の固定を図ったから	75.6	75.0	75.3

【考察】

○全体でみると、７５．３％の児童が「中世末期（室町時代）ないしは近世初期（江戸時代）の頃から、支配者が民衆を支配する手段として身分の固定を図ったから」と答えている。このことから、江戸時代の身分制度の学習の成果が出ていると考えられる。

○「職業が違うから」３．３％、「人種・民族が違うから」７．７％「わからない」１２．７％と回答した児童もおり、今後も同和問題（部落差別）について、正しい理解が図られるよう同和教育を推進していく必要がある。

次の12～20の設問は、設問11で「（ア）言葉も内容も知っている」「（イ）言葉は知っている」と答えた方のみ、お答えください。

設問12　あなたは、同和問題（部落差別）の差別について、どんなことを知っていますか。

数値は人数

主な記述内容（記述が多数のため、数値は重複しています）		男	女	全体
同和問題	えた、ひにんとよばれた人が差別された	50	53	103
	昔の差別が今も続いている	47	49	96
	結婚に対する差別	29	45	74
	就職、職業に対する差別	24	30	54
	住んでいる場所の差別	19	30	49
	差別されている人たちが運動を起こした　（全国水平社、武州鼻緒騒動）	12	7	19
	解放令、四民平等	8	8	16
	祭や行事に参加できない	3	5	8
	インターネットや身元調査	5	2	7
	差別（身分の差別などいろいろな差別）	29	34	63
	その他	8	10	18
同和問題に直接結びつかないもの（人種差別、女性に対する差別、宗教に対する差別等）		16	31	47
よくわからない、言葉しか知らない		5	3	8
無回答		43	31	74
該当者数（設問11で（ア）、（イ）と答えた人）		215	239	454

【考察】

○表現は異なるが、「えた、ひにんとよばれた人が差別された」「昔の差別が今も続いている」「結婚に対する差別」等の記述が多い。「就職、職業に対する差別」「住んでいる場所の差別」という記述も多く見られる。複数の要素を理解し、内容について詳しく説明できる生徒も見られるが、単語や短文で答える生徒が多い。

○誤った認識の中では「人種の違い」を記述した生徒が多い。単語を知るだけではなく、同和問題（部落差別）に関し、正しい理解と定着が図られる教育を充実させていく必要がある。

○無回答の生徒も多いことから、具体的なイメージが持てていないことが考えられる。

設問16　家族で同和問題（部落差別）について話し合ったことがありますか。

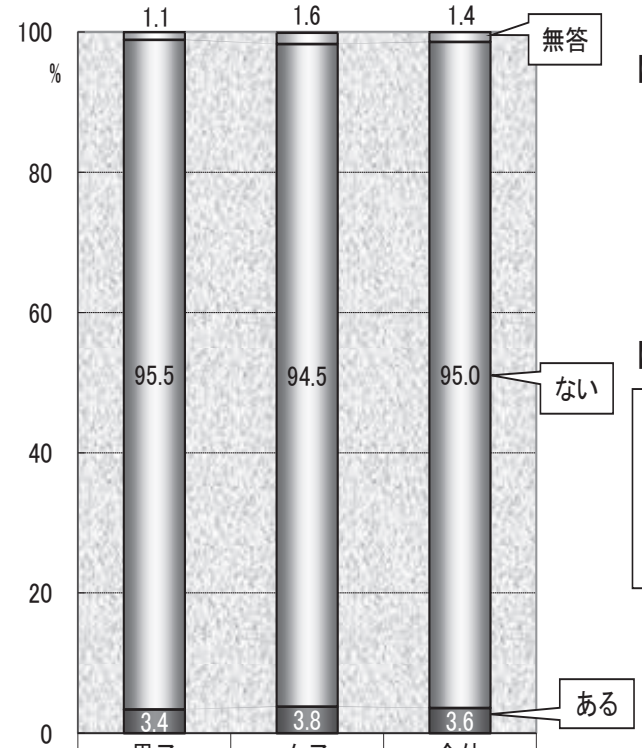

	男子	女子	全体
無答	1.1	1.6	1.4
ない	95.5	94.5	95.0
ある	3.4	3.8	3.6

【話し合った内容】

・なぜ差別がなくならないのか
・学校でおそわった
・どうしてこんなことがおきたのか

【考察】

○同和問題（部落差別）について「家族で話し合ったことがある」と答えた児童は３．６％であった。今後も市民への人権啓発活動を続け、機会をとらえて家族で話し合うことの大切さを呼びかけていく必要がある。

（１）これまでの調査

旧熊谷市人権教育推進協議会実施
「同和問題に関する意識調査」

第１回　昭和４９年　９月　（保護者・高校生）
第２回　昭和５４年　１月　（保護者・高校生）
第３回　昭和５６年　１月　（中学生）
第４回　昭和５６年１２月　（小学生）
第５回　昭和５７年１２月　（保護者）
第６回　昭和５８年１２月　（小学生・高校生）
第７回　昭和５９年１２月　（中学生）
第８回　昭和６０年１２月　（保護者）
第９回　昭和６１年１２月　（高校生）
第１０回　昭和６２年１２月　（小学生）
第１１回　昭和６３年１２月　（中学生）
第１２回　平成 元 年１２月　（成　人）
第１３回　平成 ２ 年１２月　（高校生）
第１４回　平成 ３ 年１２月　（小学生）
第１５回　平成 ４ 年１２月　（中学生）
第１６回　平成 ５ 年１２月　（成　人）
第１７回　平成 ６ 年１２月　（高校生）
第１８回　平成 ７ 年１２月　（小学生）
第１９回　平成 ８ 年１２月　（中学生）
第２０回　平成 ９ 年１２月　（成　人）
第２１回　平成１０年１２月　（高校生）
第２２回　平成１１年１２月　（小学生）
第２３回　平成１２年１２月　（中学生）
第２４回　平成１３年１２月　（成　人）

「人権問題に関する意識調査」

第２５回　平成１４年１２月　（高校生）
第２６回　平成１５年１２月　（小学生）
第２７回　平成１６年１２月　（中学生）
第２８回　平成１７年１２月　（成　人）

新熊谷市人権教育推進協議会実施

第１回　平成１８年１２月　（高校生）
第２回　平成１９年１２月　（小学生）
第３回　平成２０年１２月　（中学生）
第４回　平成２１年１２月　（成　人）
第５回　平成２２年１２月　（高校生）
第６回　平成２３年　７月　（小学生）
第７回　平成２４年　７月　（中学生）
第８回　平成２５年　９月　（成　人）
第９回　平成２６年　９月　（高校生）
第１０回　平成２７年　９月　（小学生）

（２）　次回の調査予定

第１１回　平成２８年　７月　（中学生）

Ⅰ、人権意識調査

行政機関が市民の「意識」を「調査」

上から目線で人権を問題にする違和感

名称を「意識調査」から「世論調査」に改めても内容が伴っていないケースも

人権を差別問題に矮小化した調査をし、国民教化の根拠にする

Ⅱ、部落差別の実態（埼玉県の例）　　**部落問題は基本的に解決している**

1、　１９９３年　「実態調査」と「意識調査」

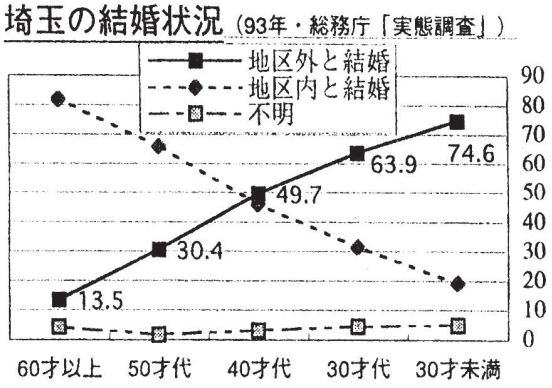

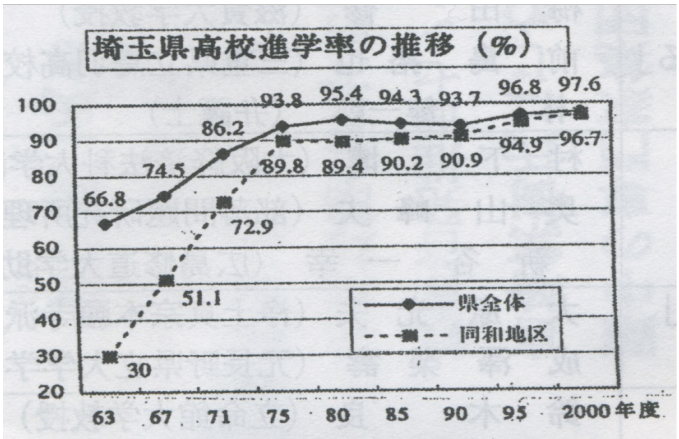

埼玉県人権意識調査結果

事　　項　　調査年		1983(昭58)	1993(平5)	2010(平22)
子どもの結婚に対する親の態度	子どもの意思を尊重する	57・8 %	57・4 %	52・4 %
	子どもの意思強ければ仕方がない	32・7	36・9	26・6
	結婚を認める	**90・5**	94・3	79・0
	家族・親戚が反対なら認めない	5・4	2・8	1・3
	絶対に結婚は認めない	3・2	2・0	1・2
	先方から断らせる	0・9		
	結婚を認めない	**9・5**	4・8	2・5
	わからない			16・0
	不　明・無回答		0・8	1・2
相手が同和地区の人と分かった時	これまで通り親しくつきあう	90・5	90・2	75・5
	表面的にはつきあう	7・5	8・5	
	つきあいはやめる	0・6	0・3	0・6
	できるだけつきあいを避ける			2・7
	わからない			20・0
	無回答	1・4	1・0	1・3

２、県交渉での県の回答

同和啓発・教育継続の根拠

生活環境等の実態的差別はほぼ解消したが、差別事象の発生や県民意識調査結果等から差別意識の解消が課題であり、エセ同和行為も発生しており、引き続き同和啓発・教育の継続が必要である。

過去３年間の差別事象

０１２年度＝２件

差別用語を使った手紙が企業に送られてきた。

運動団体が送った文書が開封されずに返送されてきた。

０１３年度＝０件

０１４年度＝５件

いずれもインターネットへの書き込み

全国の同和地区名、埼玉県の同和地区名の 書き込み

（法務局を通じて削除した）

県民からの生活相談件数（０１４年度）

総件数＝ 7,433 件

内　県民生活部　7,340 件

内　人権推進課　　93 件　　同和問題関連 65 件

同和問題関連の内容

「いじめれれている」「同和地区はどこか」「自分の住所は同和地区か」「啓発について」「戸籍の記載に誤りがあるので調べたい」など。

その他の深刻な実態（２０１３年度）

乳幼児虐待＝ 5,358 件（警察からの通報）

いじめ＝小・中・高・特別支援学校　全体で 3,200 件（前年比 1,827 件増」

不登校生徒　小学校＝ 912 名、中学校＝ 4,144 名

就職差別につながる恐れのある事例＝６件

家族構成を聞くなど面接での不適切な対応

3、県発行の啓発冊子「同和問題の解決をめざして」

「同和地区」「同和地区の人々」「同和地区の歴史」の用語

職場での会話による差別の事例など、３０年同じ事例の紹介など、問題が多い。

４、「同和問題」に関わる県民の「人権意識調査」（2010 年調査）

①「同和問題」は「関心のある人権課題」の１４番目